

平成30年度第1回 評価委員会説明資料



平成30年 6月 6日(水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成29年度 農地中間管理事業評価方法等について（案）

平成30年 6月 6日
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社

【評価等の必要性及び根拠】

1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

【評価方法等】

1 考え方

前年度事業評価における意見に対する平成29年度取組状況及びH29農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果並びに事業実績（数値）を踏まえた客観的な評価を行う。

2 評価項目

- ①基本スタンス（P 6～8 参照）
- ②推進体制（P 9～10 参照）
- ③推進方法（P 11～12 及び P 14～17 参照）
- ④事業実績（P 13 及び P 18 参照）

3 評価基準

上記 2 ①～③は、H29の実施状況を踏まえて評価する。

④については、H29計画対比等により評価する。

・評価の目安（3段階）・・・ A（70%以上）・ B（69%～40%）・ C（40%未満）

【実施状況に対する意見】

評価項目毎に必要と認める意見を頂く。（P 4 参照）

- ①基本スタンス
- ②推進体制
- ③推進方法
- ④事業実績（借入・貸付・管理・条件整備・貸付希望者リスト・借受希望者リスト）

6月				
DAY	対象者	区分	内容	備考
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	H30第1回事業評価委員会	①H29事業評価方法等について(案)の協議 ②機構からの実施状況等の報告・説明 ③機構からの報告・説明に対する質疑応答 ④評価・意見(当日可能な分)	
7	木	データ提供 評価・意見取りまとめ	機構より必要データを委員へメール提供 評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ	
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金	委員	評価・意見取りまとめ期限	機構へ関連資料(評価・意見)を提出(メール施行)
16	土			
17	日			
18	月	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
19	火	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
20	水	機構	委員長・副委員長への報告	機構による各委員評価・意見取りまとめの上、 委員長・副委員長へ報告
21	木	委員長 副委員長	評価・意見取りまとめ	委員長、副委員長による評価・意見取りまとめ
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	機構	委員長と調整	各委員の意見を取りまとめ
26	火	機構	最終取りまとめ 各委員へ結果報告(メール施行)	正式「評価委員会評価・意見」の決定 正式「評価委員会評価・意見」を報告
27	水	機構	県との調整	公社実績報告等と併せ、県知事提出・公表
28	木			
29	金			
30	土			

平成28年度

農地中間管理事業実施状況に関する意見について

(H29事業評価にあたっての前年度意見に対するH29取組状況追加)

平成30年 6月 6日 (水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

平成28年度は、これまで以上に市町村やJAのみならず関係団体等にも積極的に出向いて説明や協力要請を行った。その結果、集積の実績は目標に対して十分な水準に達してはいないものの、全国では高順位の実績であることから、宮城県農地中間管理機構の取組は高く評価できる。

今後の農地集積の促進に向けては、県や市町村、関係団体等との役割分担をより明確化するとともに、課題認識の共有と連携した取組の推進が不可欠であることから、さらなるきめ細かな対応をしていくことが必要である。

【公社】

- ・ H29 農地中間管理事業推進活動方針において、県・市町村・関係団体等の基本的な役割分担を示しながら、連携した取組に努めました。
- ・ 特に平成29年度は、農業委員会が農地集積・集約化にも取り組む新たな体制に順次移行していることから、最適化推進委員と地域コーディネーターが連携して出し手・受け手の意見・要望を直接聴き取る等の活動ができるよう、農業委員会を訪問し意見交換等に努めました。このような中、登米市の担い手経営農地の分散錯圃解消に向けた聴取調査や角田市の人・農地プラン見直しに係る地域会議に参加する等、連携した対応に努めました。

2 推進体制

① 市町村との連携

市町村アンケートの結果によると、「役割分担は出来たが、連絡調整が十分でない」との回答が多かったようである。「連携」が「鍵」であるので一層の努力をお願いしたい。

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。

市町村アンケートの結果にみると、「市町村と機構との連携が十分でない」「情報共有が不十分」などの回答が多い。農地中間管理事業は「連携」が「鍵」であることから、今後はこれまで以上に関係機関や団体等との連携が機能するように、トータルコーディネートに役割に重点を置いた体制を整備していく必要があると思われる。

【県】

- ・これまで、各地方振興事務所が中心となって、市町村をはじめとした関係団体との連絡調整等を行ってきたところです。農地中間管理機構においても、職員に担当圏域を割り当てるなど、関係団体との連携に努めて参りましたが、市町村ごとに見れば対応できる人員が不足しており、連携が十分ではないところがあったと認識しております。
- ・そうした中、1の①で触れましたが、「農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針」が決定し、地域段階の連携の在り方が具体化されました。県農地集積推進地方本部が会議開催等で、これまで以上に、市町村等地域の関係機関と機構地域コーディネーターとの関連性を意識した運営を行うことにより、連携強化を図ります。

【公社】

- ・市町村との連携の中心となるのは、「人・農地プランの見直し」を協力して進めていくことと考えていますが、農業委員が首長の任命制に変わり市町村行政の役割が一層重要となっております。そのため、市町村訪問の際には市町村が中心となった取り組みの充実を要請しました。なお、その後押しには、県農地集積地方推進本部を持つ各地方振興事務所の役割が大きいことから、県庁及び地方振興事務所とともに市町村等の訪問に努めました。

3 推進方法

① 宮城県

「人・農地プラン」に地域農業の振興に向けた農地利用のあり方が十分反映されていないなど、今後「人・農地プラン」の見直しが必要となる市町村がいくつか見受けられる。実効性のある「人・農地プラン」を策定するためには、市町村が地域農業の将来像をどのように描くかが重要であることから、県は地方機関を最大限活用して市町村や関係団体等と連携し、地域に一步踏み込んだ見直しに取り組んでいただきたい。

【県】

- ・「人・農地プラン」の見直しについては、農地の集積・集約化の推進をはじめ、地域の農業振興を図る上で極めて重要な取組と認識しております。
- ・昨年度、市町村等と連携しながら市町村の見直し活動を支援した結果、ほとんどのプランについて見直しが行われたほか、新たに作成された地域や1つのプランだったものを細分化することができたケースもありました。現在のプランをより実効性のあるものとしていくために、今後も、市町村や関係団体等と積極的に意見交換しながら、機運が高まっている地域等を中心にプランの策定を指導して参ります。
- ・また、宮城県担い手育成総合支援協議会においても、「人・農地プラン」の見直しに関して各地域協議会と意見交換を行っていることから、県協議会と情報共有しながら市町村の取組を支援して参ります。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

「人・農地プラン」の定期的見直しや「受け手ニーズ」への対応が必ずしも十分なされていない等の課題も見られるが、担い手との意見交換を積極的に実施していることや、PDCA サイクルの手法に則り改善方策が示されていることから、大いに評価できる。

なお、農地中間管理事業がこのままの状態ですば一定程度進捗すれば、受け手の意向とマッチしない農地が多くなり、事業主体としては難しい対応を求められることが想定される。このため今後は、農地の出し手と受け手の双方が、農地中間管理事業のメリットについてこれまで以上に認識を深めることが必要になると思われる。

【公社】

- ・機構集積協力金の対象がしぼられる中で、より本質的な効用としての集約に繋げていく周知活動が重要であるため、農業委員会の新体制での活動ともよく連携し地域での意識醸成に繋げるよう努めてまいります。
- ・そのため、「地域農業の明日を考えるシンポジウム」(9/27) の開催やラジオ放送、農業新聞への掲載に加え、県と連携して11月からコンビニエンスストアや集会所等にPRポスターを掲示し普及啓発の強化に努めました。

4 事業実績

担い手のアンケート結果でも、10年後の状況について「不安視」されている状況がはっきりと表れており、農地中間管理事業の必要性は大である。このような状況の中で、県・機構とも着実に事業を実施しているが、農業生産の現場では「様子見」も多いのではないかとと思われる。この「様子見」の解決には、県・機構の一層の努力も必要であるが、それ以上に出し手と受け手をはじめとする関係者の意識改革と信頼感の醸成がなにもまして重要である。ただし、意識改革と信頼感の醸成には少し時間が掛かるのではないかとと思われる。

これに合わせて、農地中間管理事業は開始から3年間の取組で軌道に乗り始めていると思われるが、評価する上では何を持って軌道に乗っているのかを定義しておくことも大切である。

【公社】

- ・何を持って軌道に乗っているかの評価については、なかなか難しい面がありますが、将来を見て一喜一憂しないで進めていくためには、自らが業務遂行上の進度の目安を持つことは必要と考えております。そこで①まずは農家の理解が促進すること、②市町村・農業委員会・農協での貸借手法の中で農地中間管理事業が第一順位になること、③担い手の応募面積が目標を超えること、④出し手（農地）リストが整備されること、⑤「やって良かった、皆さんもどうぞ」という実際に活用した方々の声が地域に伝わり波及効果が生じるようにすること等を目安に持ちながら、推進に努めてまいります。

○機構借入関係

期間を平成29年度末ではなく県内の水稻作付けがほぼ完了する平成30年5月末までとすると、利用集積の計画対比は66%となるが、実質的にBランクと評価できる。

○機構貸付関係

上記①と同様に、期間を平成29年度末ではなく県内の水稻作付けがほぼ完了する平成30年5月末までとすると利用配分の計画対比は62%となるが、実質的にBランクと評価できる。

○機構管理（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

○機構条件整備（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

○貸付希望者リスト掲載関係

平成29年度の貸付面積は計画対比で46%であり、Bランクと評価できる。

○貸受希望者リスト掲載関係

申込み面積が少なく、Bランクと評価した。

(取組結果)

- ・「農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針」について、機構、農業会議及び県が連携して原案を作成し、その後、関係者を参集した会議において、承認を得て決定した。
- ・市町村ごとに農業委員会等との連携体制の明確化を呼び掛けたところ、全市町村で新たに事業推進体制図が作成され、連携体制の「見える化」が図られた。
- ・農業委員会と連携し、最適化推進委員等を対象とした研修会を開催し、農地中間管理事業の制度周知を図った。

【公社】

- ・農業委員会法改正に伴い新設された「農地利用最適化推進委員」(H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置)との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化する。
- ・農地利用最適化推進委員と地域コーディネーターの活動内容等の情報を共有する。
- ・農業会議、農業委員会と相互の研修会への参加等による情報共有と連携を強化する。

(取組結果)

- ・首長が交代した市町等(17市町村)や新体制へ移行した農業委員会(17委員会)理事長が交代した土地改良区(4区)のトップと連携強化に向けた意見交換を継続
- ・県及び農業会議と協議の上、農業委員会と機構の連携活動方針を策定(H29年11月6日)し、農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターとの間で、地域の出し手・受け手情報の共有と現場活動を連携して促進
- ・農業会議・農業委員会開催の研修会へ地域コーディネーターも参加して、農地関係法や集積手法について習得

③中山間地域における事業推進(継続)

【県】

- ・中山間地域では、担い手育成確保の取組、農地整備事業等による営農条件整備の取組、地域資源の維持・保全活動等の取組等と機構事業を一体的に推進する。

(取組結果)

- ・中山間地農業ルネッサンス事業等を活用した人材育成講座を開講し、地域のリーダーや核となる担い手の育成を図った。
- ・中山間地農業ルネッサンス事業等を活用するとともに、これらに積極的に取り組む地域に対して、農地中間管理事業の活用を働き掛けた。
- ・機構関連農地整備事業の具体的な活用予定地区として3地区(葉坂地区(柴田町)、七ヶ宿東部・西部地区(七ヶ宿町))を設定し、町、地元地区と事業実施のための調整、事業計画の策定を行った(再掲)。

【公社】

- ・農地中間管理事業による集積の効果を促進するため、担い手確保対策や鳥獣対策、新たな土地改良制度等他施策との組み合わせを推進する。そのため中山間地域においても重点実施地区を設定する。
- ・受け手が不足している地区では、企業参入も含めた地区外からの担い手の確保に取り組む。

【出し手】

- ①小規模・高齢農家への事業制度周知不足（制度見直し等も含め）
- ②受け手探しは地主，書類作成は市町村・JA等が中心であるため機構の更なる関与を要望
- ③機構集積協力金の1年毎の交付要件見直し・減額に不満，手数料の廃止を要望

【受け手】

- ①機構事業は賃料支払い事務の軽減に効果的
- ②出し手情報の一層の発信・見える化
- ③手数料発生の事前説明の徹底
- ④集約化への積極的取組（担い手同士だけでは課題）
- ⑤協力金制度の継続性と交付要件緩和，他制度から乗換で集約化する際の出し手支援
- ⑥地主への賃料支払い遅延の再発防止
- ⑦農地利用状況報告の簡素化・廃止
- ⑧管理作業軽減のため区画拡大等への支援
- ⑨土地改良区特別賦課金の賃料での精算対応
- ⑩農地整備と機構事業の連携に偏った施策でなく、地域事情を勘案した施策であるべき

⑤地域事情に対応した事業推進（新規）

【県】

- ・地域ごとに土地利用状況や担い手の形態，出し手の考え方などに違いがあり，それぞれの地域に適した農地集積・集約化の手法があることから，各地方推進本部が，地域の課題・ニーズにきめ細やかに対応して，農地集積を推進していく。

（取組結果）

- ・各圏域ごとに関係機関との意見交換を実施し，農地集積の推進に関する重点活動項目を定め，活動計画・スケジュールを策定して取組を実施した。具体的には，担い手の経営形態や土地利用状況を把握し，圏域内に重点支援対象を設ける等，関係機関が一体となって農地の集積・集約化に向けて取組を行った。

【公社】

- ・地域ごとに土地利用状況や担い手の形態，出し手の考え方などに違いがあり，それぞれの地域に適した農地集積・集約化の手法があることから，農家営農意向調査や地域リーダーとのヒアリング等により地域の実態を把握し，各地方推進本部と共に地域の課題・ニーズにきめ細やかに対応していく。

（取組結果）

- ・集団転作が定着しているものの，担い手の法人化が進まずに農地集積に繋がっていない地域での実態調査結果と今後への提案を「地域農業の明日を考えるシンポジウム」（H29.9.27）で中間報告